

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

徳育条例の制定に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

徳育条例の制定に向けた進捗と今後

2 質問の要旨

市長への質問

松尾市長は二期目のマニフェストに於いて徳育条例の制定を掲げたが、現状の制定に向けた進捗は如何か。

徳育条例制定に向けた研究を行っているのか。研究を行っているのであれば今どの程度の研究段階にあるのか。制定は可能なのか。

徳育条例の制定の意義と目的は何か。いつ制定するのか。

以下、教育委員会への質問

教育委員会は市長の徳育条例制定についてのマニフェストをどう受けとめるか。教育委員会は市長から徳育条例制定について何らかの依頼や指示を受けたか。制定する予定はあるのか。制定する場合、市長の現任期中にまにあうのか。

3 答弁を求める者

市長、教育委員会委員長

4 答弁の期限

⑨（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：9 月定例会最終本会議までに回答願いたい。市長のマニフェストでありながら、市長任期二年を経るにあたり、その進捗を確認する為。

予算が必要な場合、その準備、考察が議会側も必要であるから。）